

記載例 1

異動届出書の書き方 特別徴収から普通徴収への切替え (年税額の残額を個人で納付する方法)

◎例1・・・年税額 84,400 円の人が令和 7 年 9 月 30 日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円										

(ア) 既に払込額 今回納付する金額 未徴収税額(ウ) 56,000 円=普通徴収へ切り替える額

徴収済額(イ) 28,400円

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
伊豆市長 あて	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒410-2413 伊豆市小立野38番地の2	フリガナ カズシタカイシホ イズ	氏名 伊豆 花子	特別徴収義務者 指定番号 12345678
令和7年10月2日提出	提出日	代表者の 職氏名印 代表取締役社長 伊豆 太郎	法人番号 9876543210123	電話 0558-72-9851	整理番号 10000001
給与所得者 フリガナ 氏名	シミン セイタロウ 市民 税太郎	同姓	特別徴収税額 (年税額) 円 84,400	徴収済月 6月分 円 28,400	未徴収税額 (ア)-(イ) 円 56,000
生年月日	大正(昭和)・平成 56年 7月 8日	個人番号	765432101234	異動年月日	7年 9月 30日
1月1日の 現在の 住所	〒410-9999 伊豆市小立野38番地の100	現在の 住所	同上	異動の事由	①退職 ②転勤 ③休職 ④長期欠勤 ⑤死亡 ⑥その他 注1()
異動後の未徴収 税額の徴収方法	①特別徴収継続 →(C欄記入) ②一括徴収 (5月分までまとめて徴収) →(B欄記入) ③普通徴収 (残額を個人で納付) →(B欄記入)				

異動届書は、異動があった日の翌月10日までに提出してください。

退職等で転出・転居し、住所が変わる場合は必ず記入して下さい。

令和7年中の退職で一括徴収できない場合はB欄の「一括徴収できない理由」欄をご記入下さい。

転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先でA欄まで記入し、新勤務先に回付願います。ただし、給与所得者の個人番号は前勤務先で記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受けてください。新勤務先ではC欄を記入しました。徴収台帳の記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の月日現在の住所(課税地の市区町村長)に送付してください。

●一括徴収の届出書 ※個人事業者は「法人番号又は個人番号」欄に左側1文字空けて記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定日	徴収予定額	徴収予定額合計 〔上記(ウ)と同額〕	一括徴収した税額は 月分
1. 異動が12月31日以前で本人から申出有 (注2)	令和 年 月 日申出			(納期限 月 日)
2. 令和 年 1月1日以降に退職 (注3)				
一括徴収できない理由	①異動までに支払われる給与又は退職手当等が未徴収税額より少ない。 ②その他 ()			

注1: 異動の事由欄で「6. その他」となる場合は、以下の記号A~Eの5項目より選択し、()内に必ず記入してください。
A. 総受給者が2名以下 B. 他の事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引ききれない D. 給与の支払が不定期 E. 事業専従者
(注2) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に一括徴収のご協力をお願いします)。
(注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

●転勤等による特別徴収届出書 (転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

月割額 円を	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 〒	特別徴収義務者 指定番号
月分 月分 から徴収し納入する。	フリガナ 氏名	フリガナ フリガナ	係
※	代表者の 職氏名印	代表者の 職氏名印	この届出に係る 連絡先 氏名
	法人番号	法人番号	電話

新規の場合
新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合
指定番号の
事前連絡
要・不要
納入書
要・不要

※印の欄は届出者において記載する必要はありません。 ◎送付先 〒410-2413 静岡県伊豆市小立野38-2 伊豆市役所税務課 (電話 0558-72-9851)

記載例2

異動届出書の書き方 一括徴収 (年税額の残額を一括で納付する方法)

◎例1・・・年税額 84,400 円の人が令和8年2月28日に退職する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円										

(ア) 徴収済額(イ) 56,400円 最後に給与を支払う月の額 5月までの残り額
未徴収税額(ウ) 28,000円

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。 ◎用紙が足りない場合は、コピーしてご利用ください。

伊豆市長 あて		〒410-2413 伊豆市小立野38番地の2	係 総務課課長係	特別徴収義務者 指定番号 1 2 3 4 5 6 7 8
令和 8年 3月 2日 提出	フリガナ カズシキカイシャ イズ	フリガナ 株式会社 伊豆	氏名 伊豆 花子	整理番号 1 0 0 0 0 0 1
代表者の 職氏名印 代表取締役社長 伊豆 太郎	法人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3 ※	代表者の 職氏名印 代表取締役社長 伊豆 太郎	電話 0558-72-9851	受給者番号
給与所得者 フリガナ 氏名 シミン 税太郎	特別徴収税額 (年税額) 84,400	徴収済月 (イ) 6月分 から 1月分 まで 56,400	異動 年月日 8年 2月 28日	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 休職 ④ 長期欠勤 ⑤ 死亡 ⑥ その他 注1()
1月1日の 所 住 伊豆市小立野38番地の100	現在 の 所 住 同上	未徴収税額 (ウ) (ア)-(イ) 28,000	異動 年月日 8年 2月 28日	異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 →(C欄記入) 2. 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) →(B欄記入) 3. 普通徴収 (残額を個人で納付) →(B欄記入)

異動届書は、異動があった日の翌月10日までに提出してください。

退職等で転出・転居し、住所が変わる場合は必ず記入して下さい。

転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で引き継ぎ特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までを記入し、新勤務先に回付願います。ただし、給与所得者の個人番号は前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先では、C欄を記入し、また、徴収台帳の記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の月日現在の住所を記載してください。課税地の市区町村長に送付していただく。

「指定番号」「整理番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

●一括徴収のお願い
令和8年1月1日以降に退職する人については、本人の希望にかかわらず一括徴収して納めることが義務付けられています。また、令和7年中退職でも本人が希望する場合や外国人が出国する場合は、一括徴収にご協力をお願いします。

●一括徴収の届出書 ※個人事業者は「法人番号又は個人番号」を記載してください。

一括徴収の理由 1. 異動が12月31日以前で本人から申出有(注2)	徴収予定日 令和 年 月 日申出	徴収予定額 28,000円	一括徴収した税額は 2月分 (納期限 3月10日) と合わせて納入します
注2) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に一括徴収のご協力をお願いします)。	注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。		

注1: 異動の事由欄で「6.その他」となる場合は、以下の記号A~Eの5項目より選択し、()内に必ず記入してください。
A. 総受給者が2名以下 B. 他の事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引きれない D. 給与の支払が不定期 E. 事業専従者
(注2) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に一括徴収のご協力をお願いします)。
(注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

●転勤等による特別徴収届出書(転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

月割額 円を 月分 から徴収し納入する。	給与(特別徴収義務者)支払者	所在地 〒 フリガナ 名称 代表者の職氏名印 法人番号	特別徴収義務者 指定番号 係 氏名 電話	この届出に係る連絡先	新規の場合 新しい勤務先がまだ特別徴収義務者に指定されていない場合 指定番号の事前連絡 要・不要 納入書 要・不要
-------------------------------	----------------	--	----------------------------------	------------	--

◎送付先 〒410-2413 静岡県伊豆市小立野38-2 伊豆市役所税務課 (電話 0558-72-9851)

記載例3

異動届出書の書き方 事業所を変更する (従業員が転勤・転職をし、異動先の事業所でも特別徴収を継続する場合)

◎例1・・・年税額 84,400 円の人が令和 7 年 9 月 30 日に退職、転職先の事業所で 10 月から特別徴収を継続する場合

年税額	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	4月分	5月分
84,400円	7,400円	7,000円										

(ア) 既に払込額 徴収済額(イ) 28,400円
 今回納付する金額 未徴収税額(ウ) 56,000円=異動先の事業所で特別徴収する総額

給与支払報告書・特別徴収に係る給与所得者異動届出書

※市処理欄 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。 ◎用紙が足りない場合は、コピーしてご活用ください。

伊豆市長 あて	所在地 〒410-2413 伊豆市小立野38番地の2	係 総務課経理係	特別徴収義務者 指定番号 12345678
令和 7年 10月 2日 提出	フリガナ 伊豆市役所	氏名 伊豆 花子	整理番号 10000001
給与支払者 (特別徴収義務者) 伊豆市役所	代表者の職氏名印 代表取締役社長 伊豆 太郎	電話 0558-72-9851	受給者番号
給与所得者 氏名 伊豆 花子	特別徴収税額(年税額) 84,400円	この届出に係る連絡先	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 注1()
フリガナ シミン ゴイタロウ	徴収済月 6月分	(イ) 徴収済額 28,400円	異動年月日 7年 9月 30日
氏名 市民 税太郎	徴収済日 9月分まで	未徴収税額(ア)-(イ) 56,000円	異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 →(C欄記入) ② 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) →(B欄記入) ③ 普通徴収 (残額を個人で納付) →(B欄記入)
生年月日 大正(昭和)平成 56年 7月 8日	特別徴収税額(年税額) 84,400円	未徴収税額(ア)-(イ) 56,000円	異動の事由 1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. その他 注1()
個人番号 765432101234	徴収済月 6月分	未徴収税額(ア)-(イ) 56,000円	異動年月日 7年 9月 30日
1月1日の現在の住所 伊豆市小立野38番地の100	徴収済日 9月分まで	未徴収税額(ア)-(イ) 56,000円	異動後の未徴収税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 →(C欄記入) ② 一括徴収 (5月分までまとめて徴収) →(B欄記入) ③ 普通徴収 (残額を個人で納付) →(B欄記入)
現在の住所 同上	特別徴収税額(年税額) 84,400円	未徴収税額(ア)-(イ) 56,000円	異動年月日 7年 9月 30日

異動届書は、異動があった日の翌月10日までに提出してください。

退職等で転出・転居し、住所が変わる場合は必ず記入して下さい。

●月割額算出
 A欄(ウ)の額÷異動先事業所で5月までに特別徴収する月数(100円未満の端数は異動後最初に特別徴収する月に算入する)

転勤・再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回付願います。ただし、給与所得者の個人番号は前勤務先で記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。新勤務先では、C欄を記入しました。徴収台帳の記入等必要な手続を済ませたうえで、給与所得者の月1日現在の住所(課税地の市区町村長に送付)してください。

●一括徴収の届出書
 異動元の事業所では、A欄(上の段)を記入し、異動先事業所に回送して下さい。ただし、個人番号は異動元の事業所では記載しないでください。
 異動先の事業所では、C欄(下の段)を記入し、個人番号を本人から提供を受け、A欄に記入し伊豆市にご提出下さい。

●転勤等による特別徴収届出書(転勤等で特別徴収の継続を希望される場合に記入してください。)

月割額 7,000円を	所在地 〒410-8888 伊豆市伊豆111	特別徴収義務者 指定番号 (新規)
10月分から徴収し納入する。	フリガナ ユウゲンガイシャ イズ	係 人事課人事係
※	代表者の職氏名印 静岡 一郎	氏名 静岡 祝子
	法人番号 8765432101234	電話 0558-72-9854

注1: 異動の事由欄で「6. その他」となる場合は、以下の記号A~Eの5項目より選択し、()内に必ず記入してください。
 A. 総受給者が2名以下 B. 他の事業所で特別徴収 C. 給与から税額が引ききれない D. 給与の支払が不定期 E. 事業専従者
 (注2) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします(退職後国外へ転出する場合は、特に一括徴収のご協力をお願いします)。
 (注3) 1月1日から4月30日までに退職した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

「指定番号」「整理番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

既に伊豆市で特別徴収義務者に指定されている事業者は、指定番号を必ずご記入下さい。伊豆市での特別徴収が初めての事業所は、「新規」に○を付けて下さい。